

減免制度の統一的な基準について

平成22年9月

1. 減免制度の基本的な考え方

市に納める使用料は、受益者負担の原則から、施設を利用するすべての人が同様に負担し、公平性を担保する必要がある。

一方、利用しやすさに対する公平性の観点から見ると、同様の使用料を納めることがかえって、不公平性を増すということになりかねない。

そこで、使用料の減免制度を特例的、政策的に設け、利用者の負担額を調整することにより、施設利用が促進され、その設置目的を効果的に達成することが可能になる。

なお、減免の設定にあたっては、施設の種別や性格、利用者の範囲等に応じ、できる限り統一した基準を定めるよう努めるものとする。

2. 対象施設

減免制度の統一的な基準を適用する施設は、使用料見直し指針の対象施設とする。

(参考：使用料見直し指針の対象施設)

地方自治法第225条に基づき使用料を徴収する施設を対象とする。ただし、次の施設については、この限りでない。

算定方法などが法令等に定められている使用料（国が定める基準に基づき算出する場合を含む。）

例：保育料、障がい児通園施設使用料、市営住宅使用料 など

国・県の使用料に準じて定めている使用料

例：道路占用料、法定外公共物占用料 など

備品などの使用料

例：音響設備使用料、特殊照明使用料 など

営利目的の使用料

例：飲食店や売店等の使用料、営利目的の講演などを行う場合の使用料など

水道使用料や下水道使用料など、見直し指針により算出することが適当でない使用料についても対象外とする。

3. 統一的な基準

減免制度の統一的な基準は、次のとおり設定する。

ただし、(2)施設の性格に応じた統一基準について、施設ごとに減免した後の使用料の額を条例に規定している場合は、使用料の見直しを行う際に統一基準を設定するものとする。

(減免基準の基本的な考え方)

- (1) 施設共通の基準 全ての施設に適用する。
- (2) 施設の性格に応じた統一基準 施設の種別、性格ごとに統一した基準を定め、適用する。
- (3) その他の基準 施設の利用状況等に応じて施設ごとに適用する。

(1) 施設共通の基準

次の事項に該当するときは、すべての施設において使用料を免除する。

市が主催又は共催するとき

市(市立保育園・小学校・中学校を含む。)が自ら使用する場合や市が主催する事業で施設を利用する場合は、「免除」とする。

また、市内の各種団体が「日光市後援名義等の使用承認に関する要綱」及び「日光市教育委員会後援等の承認に関する要綱」により、市が事業を共催する場合や市からの協力要請を受けて市内の各種団体が施設を利用する場合は、共同主催者としての責任を一部分担することから、市が主催するときと同じ位置づけとして、「免除」とする。

市が協力し、市以外の官公署が施設を利用するとき

市以外の国、地方公共団体が市民の利益や社会福祉の向上を目的として利用する場合において、市が協力する必要があると市長が認める場合は、「免除」とする。

また、市が事務局を担っている団体などについても同様の扱いとする。

(2) 施設の性格に応じた統一基準

次の者(団体)が利用する場合は、施設の設置目的やサービスの内容など、施設の性格に応じた統一基準を定め、減免を適用することができるものとする。なお、設定にあたっては、「4.統一基準の設定」に基づき、市民に理解と協力が得られるよう設定するものとする。

団体の場合は、利用者の1/2以上が対象となる者である団体とする。

高校生以下の者が利用するとき

高校生以下の者の健全育成の観点から、特に利用の促進を図る施設に「減免」を

適用することができる。

高齢者が利用するとき

高齢者の社会参加の促進や体力向上及び健康維持の観点から、特に利用の促進を図る施設に「減免」を適用することができる。

障がいのある方が利用するとき

障がいのある方の自立と社会参加を促進する観点から、「減免」を適用する場合は、市民、市民以外に関わらず、「免除」とする。

また、減免を適用する施設のうち、1人あたりの使用料を徴収する施設において、介護者が必要な場合は、本人または、介護者の申し出により、障がいのある方1名につき、介護者1名も「免除」とする。

なお、「障がいのある方」とは、次に掲げる者をいう。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方

療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

また、次に掲げる者について、市が発行する減免カードの交付を受けている場合は、障がいのある方に準じ、減免を適用するものとし、介護者が必要な場合についても、障がいのある方と同様に、介護者1名も「免除」とする。

特定疾患患者見舞金受給者

難治性疾患患者見舞金受給者

障がいがあるが障がい者手帳を持っていない子供（発達障害等）

高次脳機能障害の方

自立支援医療受給者のうち精神手帳不所持者

障がい者手帳を持っていない、障害年金受給者

(3) その他の基準

原則として、上記基準以外の減免については、認めないものとする。ただし、これまでの施設の利用状況や減免することが適当と思われる理由が新たに発生したときは、市長又は教育長の決裁を受けた上で、減免することができるものとする。

4．統一基準の設定

使用料の見直しを行う場合や施設の性格に応じた統一基準を新たに設定する場合は、各部において、施設の設置目的やサービスの内容が同じ施設の対応に差異が生じないよう、次のとおり調整を図り設定するものとする。

対象施設の分類

施設の設置目的やサービスの内容など、施設の性格が同じものを分類する。

例：観光施設、体育施設、温泉施設、会議室 など

対象範囲の設定

で分類した施設について、減免の対象者（団体）となる範囲を定める。

例：減免対象者：幼児（学齢前）、中学生以下、65歳以上 など

減免率の設定

で定めた対象者（団体）ごとに減免率を定める。

例：幼児（学齢前）：免除、中学生以下及び65歳以上：50%減額 など

5．その他の取り扱い

（1）減免手続

減免は、原則として、その都度申請するものとし、それぞれの規則等に定められた手続により行うものとする。ただし、減免対象者が多く、そのつど申請することが適当でない場合は、減免した後の使用料の額を条例に規定するものとする。

（2）資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要があるときは、各施設においてそれぞれ適切な方法により確認するものとする。この場合において、身分証明証、障害者手帳等、団体名簿、市からの文書の提示等について利用者の協力を求めるものとする。

6．施設ごとの減免基準

施設ごとの減免基準については、別紙一覧表のとおり。

7．適用日

原則として、平成23年4月1日から適用する。

ただし、指定管理施設で利用料金制を採用している場合は、協議により実施時期を決定するものとする。

8 . 今後の対応

(1) 条例等の改正

減免制度の適正な運用を図るため、条例・規則等の改正を行う。

(2) 利用者への周知

広報誌やホームページ、施設の掲示板などを活用し、広く市民や利用者に対し周知を図るものとする。

減免基準一覧表

■については、今回の調整により新たに適用する基準。なお、()は、適用前の基準。

施設名等	使用料	減免基準										(3)その他の基準	備考
		(1)施設共通の基準		(2)施設の性格に応じた統一基準									
		市が主催 又は共催 するとき	市が協力し、 市以外の官 公署が施設 を利用する とき	高校生以下の者が利用するとき				高齢者が利用するとき			障がいの ある方が 利用する とき		
				幼児(学 齢前)が 利用 するとき	小学生	中学生	高校生	65歳 以上	70歳 以上	75歳 以上			
体育施設													
運動施設 (今市運動公園・丸山公園・豊岡運動公園・落合運動公園・塩野室運動公園・日光運動公園・藤原運動公園・藤原運動場・川治運動場・足尾中央グラウンド・栗山運動場・二荒山神社外苑テニスコート・細尾テニスコート・足尾向原テニスコート)	運動施設使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除	ゲートボール場について、市内居住者は、免除(無料)	条例には、料金を減免した後の使用料の額が規定されている。 市内中学生以下:無料
市体育館 (日光・清滝・大沢・足尾原・足尾市民センター体育館)	運動施設使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除		
学校開放施設	運動施設使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除		
プール施設 (藤原・足尾・川治プール)	プール施設使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除		
プール施設 (丸山公園)	プール施設使用料	免除	免除	免除							免除		
スケート施設 (霧降スケートセンター・細尾ドームリンク)	スケート施設使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除	市内免除	市内減額	市内減額	市内減額	免除		
小倉山森林公園	テニスコート使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除		
湯西川体験農業交流センター	体育館使用料	免除	免除	市内免除	市内免除	市内免除					免除		
鬼怒川レジャー公園 (テニス・ゲートボール)	運動施設使用料	免除	免除								免除		
高齢者福祉センター (高齢者福祉センター)	体育館使用料	免除	免除	市内免除	50	50		市内免除	市内免除	市内免除	免除	市内60歳以上免除(無料)	条例には、料金を減免した後の使用料の額が規定されている。

施設名等	使用料	減免基準										(3)その他の基準	備考
		(1)施設共通の基準		(2)施設の性格に応じた統一基準							障がいのある方が利用するとき		
		市が主催又は共催するとき	市が協力し、市以外の官公署が施設を利用するとき	高校生以下の者が利用するとき				高齢者が利用するとき					
幼児(学齢前)が利用するとき	小学生			中学生	高校生	65歳以上	70歳以上	75歳以上					
生涯学習・研修施設													
公民館施設 (中央公民館・地区公民館・分館)	会議室・視聴覚室使用料	免除	免除									免除	
女性サポートセンター	会議室・調理室等使用料	免除	免除									免除	利用者が女性の場合は、免除。
勤労青少年ホーム	軽運動施設・集会施設使用料	免除	免除									免除	
報徳今市振興会館	会議室使用料	免除	免除									免除	
足尾市民センター(会議室)	和室・研修室使用料	免除	免除									免除	
活性化センター「銅ふれあい館」	多目的ホール・研修施設使用料	免除	免除									免除	
栗山総合振興会館	会議室・研修室使用料	免除	免除									免除	
文化・芸術施設													
文化会館使用料(今市文化会館・藤原文化会館)	ホール・舞台施設使用料	免除	免除									免除	
日光総合会館	ホール・舞台施設使用料	免除	免除									免除	
杉並木公園ギャラリー	その他使用料	免除	免除									免除	
小杉放菴記念日光美術館	入館料	免除	免除	免除	免除	免除	免除					免除	
観光施設(見学施設)													
川治ダム資料館	ダム資料館入館料	免除	免除	免除	50	50						免除	
上三依水生植物園	水生植物園入園料	免除	免除	免除	50	50			(10)0		(10)免除		条例には、料金を減免した後の使用料の額が規定されている。

施設名等	使用料	減免基準										(3)その他の基準	備考	
		(1)施設共通の基準		(2)施設の性格に応じた統一基準										
		市が主催 又は共催 するとき	市が協力し、 市以外の官 公署が施設 を利用する とき	高校生以下の者が利用するとき				高齢者が利用するとき			障がいのある 方が利用する とき			
幼児(学 齢前)が 利用する とき	小学生			中学生	高校生	65歳 以上	70歳 以上	75歳 以上						
中三依湿生園	湿生園入園料	免除	免除	免除	50	50						免除		
銅親水公園(環境学習センター)	入館料	免除	免除	免除	50	50	50					(10)免除		
足尾銅山観光公園	銅山観光入抗料	免除	免除	免除	(40)50	(40)50						(10)免除		
平家の里	施設入場料	免除	免除	免除	(40)50	(40)50					(50)0	免除	日光市民入場無 料 廃止	
観光施設(温泉施設)														
温泉保養センター (かたくりの湯)	入浴料	免除	免除	免除	(33)50				33	33	33	免除		条例には、料金を減 免した後の使用料の 額が規定されてい る。
温泉保養センター (やしおの湯)	入浴料	免除	免除	免除	(市内33) (市外40) 50				市内33 市外40	市内33 市外40	市内33 市外40	(市内免 除) (市外(中 学生以上) 40) (市外(小 学生65歳 以上)33) 免除		
温泉保養センター (日光温泉)	入浴料	免除	免除	免除	50				50	50	50	(市内免 除) (市外50) 免除		
市営浴場 (鬼怒川公園岩風呂)	入浴料	免除	免除	免除	50							免除		
湯の郷湯西川観光センター	入浴料	免除	免除	免除	(40)50							免除		
市営浴場 (川治温泉薬師の湯)	入浴料	免除	免除	免除	(40)50							免除		
市営浴場 (上人一休の湯・家康の湯・開運の湯)	入浴料	免除	免除	免除	(40)50							免除		

施設名等	使用料	減免基準										(3)その他の基準	備考	
		(1)施設共通の基準		(2)施設の性格に応じた統一基準										
		市が主催 又は共催 するとき	市が協力し、 市以外の官 公署が施設 を利用する とき	高校生以下の者が利用するとき				高齢者が利用するとき			障がいのある 方が利用する とき			
幼児(学 齢前)が 利用する とき	小学生			中学生	高校生	65歳 以上	70歳 以上	75歳 以上						
観光施設(温泉休憩室)														
温泉保養センター (かたくりの湯)	休憩施設使用料	免除	免除										免除	
観光施設(宿泊施設)														
国民宿舎「かじか荘」	宿泊料・入浴料	免除	免除											免除は 休憩のみ
交流促進センター	宿泊料・研修施設使用料	免除	免除	免除 4才未 満	4才以上16才未 満 特別室 10 洋室・和室 6人) 12 和室 5人 16									条例には、 料金を減免 した後の使 用料の額が 規定されて いる。
银山平公園(银山平キャンプ場)	ロッジ・バンガ ロー施設使用料	免除	免除											
みよりふるさと体験村	キャンプ場使用 料	免除	免除											
庚申山荘	宿泊・休憩施設 使用料	免除	免除											
土呂部キャンプ場・上栗山オートキャン プ場	ケビン・オート キャンプサイト施 設使用料	免除	免除	入場料 免除								入場料 免除		
自然体験交流センター「安らぎの森四 季」	宿泊料・入浴料 など施設使用料	免除	免除											
観光施設(駐車場施設)														
有料駐車場 (西参道・神橋・御幸町駐車場)	回数制駐車場使 用料	免除	免除											
有料駐車場 (日光駅前駐車場)	時間制駐車場使 用料	免除	免除											

施設名等	使用料	減免基準										(3)その他の基準	備考	
		(1)施設共通の基準		(2)施設の性格に応じた統一基準							障がいのある方が利用するとき			
		市が主催又は共催するとき	市が協力し、市以外の官公署が施設を利用するとき	高校生以下の者が利用するとき				高齢者が利用するとき						
				幼児(学齢前)が利用するとき	小学生	中学生	高校生	65歳以上	70歳以上	75歳以上				
有料駐車場 (鬼怒川温泉駅前駐車場)	時間制駐車場使用料	免除	免除											
有料駐車場 (星ヶ丘・鬼怒川温泉もみじ通り駐車場)	月極め駐車場使用料	免除	免除											
観光施設(その他の施設)														
市縁ひろば	展示施設・交流広場施設使用料	免除	免除									(50)免除		
鬼怒川公園野外ステージ	野外ステージ使用料	免除	免除									免除		
農林・商工施設(体験型施設)														
湯西川農産物処理加工実習施設	実習施設使用料	免除	免除									免除		
ふれあいの郷農園	市民農園使用料	免除	免除									免除		
農山村生活体験の家	体験の家使用料	免除	免除											
高齢者施設														
高齢者福祉センター (高齢者福祉センター)	施設使用料	免除	免除	免除	50	50		免除	免除	免除	免除	市内60歳以上免除	条例には、料金を減免した後の使用料の額が規定されている。	
生活基盤施設(駐輪場)														
自転車駐車場	自転車駐車施設使用料	免除	免除									(50)免除		